

平成25年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
税務課長	足立篤隆
環境経済課長	平岩敬康
保険医療課長	服部敦美
建設課長	那波哲也
水道課長	鈴木秀夫
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦
総務課主幹	伊藤博臣

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	岩田孝太
主事	大堀正貴

1. 議事日程（第3号）

平成25年12月16日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例について
- 日程第2 第67号議案 笠松町定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第68号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 第69号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第70号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第71号議案 笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第72号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第73号議案 笠松町産業振興支援条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 第74号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第77号議案 町道の路線認定について
- 日程第13 第78号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第14 第79号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第80号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について

開議 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第66号議案から日程第15 第80号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第1、第66号議案から日程第15、第80号議案までの15議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 1ページの関係ですが、まずこの区域の範囲の中に環境施設というのがありますが、どのような施設が該当するものなのか、お尋ねします。

また、現在、この工場の緑地や環境施設の現状はどのようなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 御質問の環境施設でございますが、これにつきましては、施設で申し上げますなら噴水、水流、せせらぎとかそういったものも入りますが、池、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教育文化施設、雨水等の浸透施設、太陽光発電等が環境施設ということになっております。

それから、工場の緑化の現状でございますが、今は工場立地法の中の特例適用がされておまして、現状というのは緑地の面積というのは1.2%ほどということで聞いております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今回のこの準則を定めることにつきましては、総合特別区域法によって該当する工場であるということのようですが、本来なら100分の20以上という国の法律が100分の1以上に変えられ、そこで町としては100分の5以上にしていただくように変えられるということになると思いますし、環境施設の面積につきましては、敷地面積の100分の25以上を

100分の1以上でよろしいよという法律に変わったと。そういうことで、笠松町としてはそのうちの100分の10以上をお示しして御指導なさっていくということではないかと思いますが、この可能性というのは、例えば先ほど言いました環境施設ということでは、この工場にはどのような施設がとりあえず今あるのか。そして、なぜ今、総合特別区域法がこのように変えられてきているのか、その点がわかったら教えてください。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 今の総合特区法の関係でこの時期にという御質問でございますが、これにつきましては、今後増産等が見込まれる、基地でいえばボーイング787、こういったものを初めとする国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を光製作所の中でとっていくということで、特区の申請を出しましたところ、それが認められたということで、こういったものを提案するわけでございます。

こういった場合に、この総合特別区域法に定められた工場立地に関する緑地規制の特例措置、これにつきましては、笠松町で条例を定めてその内容を規定するということになりますので、この時期ということで提案させていただいております。

環境施設で申し上げますと、今現在、光製作所には環境施設というものは、工場と駐車場がございますが、それ以外はございません。

緑地につきましては、先ほども申し上げましたが、工場立地法の特例措置を適用しておられて、全体では緑地面積が1.2%程度ということになっております。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例について、反対討論をさせていただきます。

安倍政権は、世界で一番企業が活動しやすい国を掲げ、大企業の大もうけできる日本を目指す成長戦略の一環としてこの法を変えてまいりました。これによって、大企業は栄えてまいりますけれども、周りの環境、また工場内で働く人たちの環境にとっては大変厳しいことになると私は考えますので、この条例の制定に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○8番（安田敏雄君） 第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例については、賛成の立場で討論させていただきます。

総合特区に対して、この笠松町にもその適用の企業があるというふうに聞いております。また、愛知県におきましても大村知事が推奨して、これからの航空宇宙特区に向けて、この笠松町も区域の中に入れていただいて、雇用の問題、また未来的な工業立地のためにも、しっかりこの特区にはしていかなきゃならないと思っております。

また、お隣の各務原市、また今あちこちでこの特区の申請が出ているようですので、この笠松町も雇用の面、またお互いに企業が栄えるように、私たちも頑張っていきたいという立場で賛成をさせていただきます。

○議長（岡田文雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 笠松町定住促進条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

田島清美議員。

○5番（田島清美君） 先日、勉強会のおきにお聞きして、5時半からのものが5時15分になるというふうに聞いたんです。平成21年かな、人事院勧告で言われていたところを、業務なんか

の関係で、今までそうやって5時半まで住民のサービスが低下にならないように努力されて、本当にありがたいと思いました。

それで、15分短縮することによって、例えば窓口業務なんかでちょっと心配しているのは、住民票とか印鑑証明なんかは本庁でしかとれないということで、要するに住民サービスがうまくいくのかなというのを懸念するんですが、この点、どういうふうに、代替というか、考えてみえるか教えてください。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

なかなか微妙なお尋ねなので、どういったところでお答えしたらいいのか、非常に悩むところですけども、現在8時半から5時半までの受け付けで、若干それまでに入っていたいただいたお客様に関しましては、しっかりときちんと対応させていただいております。

今後、5時15分ということで15分の切り上げになりますので、15分に係るサービスというのは若干低下が見込まれるかもしれませんが、これまでもいろいろと広報、周知とか、あるいはサービスに係る御説明があったと思うんですけども、住民票の広域交付というものは8時半から5時までの範囲でやっておりますので、これは従前と一切変わることはございませんし、窓口業務の中でも、15分までに入っただけでおる方につきましては、今までと同様にさせていただきますので、極度にサービスが低下するというふうには考えてはおりません。

あと、電話等により予約をいただければ、これまで同様対応はさせていただきますので、なるべくサービスの低下を招くことがないように配慮はしていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 住民票なんかは8時半から5時半のうちに電話で予約すれば、土・日、夜の9時半まで本庁でとることができるということなので、それを知っている人であればそんなに支障はないと思うんですが、近隣でもうちょっと、例えば電話予約なんかもしなくても、そういった機械があってそこでできるみたいなどころがあるかどうか、ちょっとそのことだけ教えてもらって、そういった方向に笠松町も行くという話がありますか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

ひょっとして自動交付機のことをお話ししてみえるかなと思いますが、自動交付機は市町村によっては導入してみえるところもありまして、岐阜市などは駅前などで自動交付機があったりとか、岐阜市役所でも自動交付機があるというようなこともございますが、当然システム構築とか機械の導入ということで、結構高価なものでございますので、費用対効果等の点で、当町におきましては過去においては導入を断念したというところもございます。

また、コンビニ交付の動きなどもございますので、以前、他の議員さんからもお尋ねがありました。今後の検討課題として、動向とかを見ながら、費用の面でも当然検討しなければいけませんし、システムのほうも、これから導入市町村がふえれば低価格といえますか、進化してくるのではないかと考えておりますので、繰り返しになりますが、今後検討課題として取り扱っていきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 勤務時間が15分短縮されることになりましたが、給与面のほうに影響するようなことはないでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 給与面についてのお尋ねでございますが、給与については何ら変わりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） この条例に関しては別に問題はないと思うんですが、ちょっとお聞きしたいのは、17時15分になるんですね。定時の時刻が終わった後に、残業時間が開始するまでの間に休憩時間の設定があるかどうかということと、残業時間の最小タイム、0.1時間ずつにつけるとか、30分やらないと残業時間は成立しないとか、1時間じゃないとだめだとかというようなことはどうなっておるのかなあというふうに、4時間とか8時間という単位で代休という場合があるというのはお聞きしたんですけれども、定時が終わった後の休憩時間の設定とその取り扱いをどうするかということと、残業に達する最低時間の単位というのはどのように管理されておるのか、それについてお伺いします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

残業のときに休憩時間はあるかという御質問でございますが、今は設定はございません。

それから、残業時間の最小単位ですけれども、30分未満であれば切り捨て、30分を超えますと切り上げの1時間単位ということになりますので、例えば1時間半やったら2時間というような最小単位となります。最小というか、30分が基本となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 非常に恵まれた残業の設定だなあと感じますけれども、じゃあ15分早く終わるわけなんですけれども、例えばやりかけの仕事があった、例えば窓口にお客さんの引き

続きがあったという場合、15分で終わらなくて、30分を超えない範囲で終わった場合はいわゆるサービス残業ということになるわけですね。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） そういうことになります。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

第69号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） とても難しい条例の改正でなかなかわかりにくいんですが、基本的には、1つは年金からの税金の徴収の方法についてと、もう1つは上場株式だとか、一般株式だとか、それから配当所得、配当などをどうこうするという2つの件で町税条例の改正があるというようには読み取りましたが、もう少しこの2つの点を説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） それでは、笠松町税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

大きく分けまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しと、それから株式等に係ります譲渡所得等の分離課税制度の見直しということでございます。

まず、公的年金からのほうの説明をさせていただきます。

現行制度では、公的年金から特別徴収をされている方が笠松町外に転出した場合には、公的年金の特別徴収を廃止しておるわけなんです。それで具体的に言いますと、住民税の賦課期日は1月1日ですので、1月1日現在の住所地にある方が住民税の課税になります。ところが、1月1日から3月31日までに転出をされますと、この方について公的年金の特別徴収から普通徴収に切りかわるんですけども、それがこの改正によりまして、引き続き年金からの特別徴

収ということで範囲が拡大というか、普通徴収から特別徴収のほうにそのまま移行できるということになるわけでございます。

それからもう1つ、住民税の特別徴収をする場合に、年税額が確定するのが6月でございますけれども、その後、年金特徴が確定するのが8月に年金機構のほうへ通知いたしますので、10、12、2月が本徴収、それに係る前の4月、6月、8月が仮徴収ということで算定をしておるわけですが、確定が6月でございますので、本徴収まで算定がわからないということで、今回の改正によりまして、徴収税額の平準化を図るということで、仮徴収税額（4月、6月、8月）を前年度の本徴収税額（10月、12月、2月分）の3分の1の徴収額から年税額の2分の1を徴収税額とするということで、納めやすくなったということになるんですけれども、わかりますかね。

今までの規定が、前年度分の本徴収税額の3とされていたんですけれども、これを本徴収じゃなくて年税額の2分の1割る3ということで納めやすくなったというふうになっております。

それからもう1つ、株式でございますけれども、現行株式等と公社債等が、株式については上場株式と非上場株式、公社債等がございますが、今までそれぞれ株式については損益通算ができたんですけど、公社債についてはその通算ができませんでした。今回の改正で、株式であれば上場株式と非上場株式に分ける、それから公社債であれば特定公社債と一般公社債に区分をされまして、特定公社債といいますのは国債、地方債、それから公社債の一般、いわゆる社債なんですけど、それと上場株式は損益通算ができるんですけど、特定公社債以外の一般公社債、これは公募じゃなくて私の募集をかけた公社債ということで、同族会社関係の公社債と、それから非上場についてはその損益通算ができないというのが今回の改正の主な内容でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず個人住民税の年金者の関係で、これまでは1月1日から3月31日までの方たちは、そこからどこかへ移動した場合には、年金から差し引かないで普通徴収に変わるというものが、全部特別徴収にし、年間、例えば6万円あった場合はそれを2分の1にして3万円になり、その3万円を3分の1に期ごとにすると1万円ずつ年間6回に分けて納めるということのようですが、と同時に、この個人住民税は普通徴収がなくなって、全部特別徴収で年金から差し引かれ、1月1日現在からその町にいた方は、その1年間は笠松町の税に特別徴収で入ってくると、そういうふうに聞きましたが、それでいいですか。

それから、株式のほうはあんまりようわかりませんが、そういうことだなあと。要するに上場した株と、それから公社債の配当金などを損益通算をして税金として換算していくと、そういう中身なのかなあとと思いますが、それでよろしいですか、お願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（岡田文雄君） ほかにいいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず、この町税条例の改正の1つ目は問題はないかと思えますけれども、2つ目に関してですが、金融所得課税の一体化の一環で、証券投資の損益通算の範囲を拡大しました。現行では、上場株式等の譲渡損を上場株式等配当と通算して減税できる仕組みがあります。今回の改正で、公社債及び公社債投資の利子、配当も通算できるようにいたしました。

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツでは、譲渡所得が通算できるのは譲渡所得の範囲内の原則で、株式譲渡損を配当、利子と制限なく相殺できるのは日本だけでつくられたものになりました。

株式譲渡損の繰り越しは3年に制限はされていますが、この範囲をさらに広げて株式譲渡損の通算範囲を拡大し、株式譲渡所得は富裕層の税負担を著しく引き下げる要因となっています。この優遇策ですので、この条例の改正に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 町の行政財産の中で、1カ月未満の使用料の場合に消費税を100分の

108にするということですが、勉強会の中では、こうした土地として考えられるのは桜町の防疫跡地の土地で、年末年始にかけて郵便局に貸すものが該当するとお聞きしましたが、これまでの使用料はどれくらいで、単位としてはどのような単位で計算されていたのかお尋ねします。

それから、ほかにこうした行政財産があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 御説明をいたします。

行政財産の目的外使用に係る分でございますので、先ほど長野議員が桜町云々とおっしゃられたんですが、桜町については行政財産ではございませんで、普通財産でしたので、それは該当しなかったということでございます。

それで、行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収につきましては、影響といたしましては、飲料水等の自販機を貸してございますね。役場、保健センター、みなと公園、それから町体育館、総合会館の自販機の使用料ということで、この影響額と、それから社会福祉協議会に貸してございます福祉健康センターの部分、あとシルバー人材センターの門間倉庫、事務所、それから笠松町水道事業の庁舎ということに、済みません、普通財産と行政財産と間違えてございまして、行政財産であればこれだけが該当ということになります。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 済みません。ちょっと言葉足らずで。

土地の1カ月以上は非課税でございますけれども、この行政財産の目的外使用については消費税がかかってまいりますので、5%から8%の消費税分がオンされるということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ということは、勉強会ของときは間違って聞いたというふうにとっていいですね。

そこで、目的外に使用する行政財産の中の1カ月未満のものについては消費税を取ることですよね。その1カ月未満じゃない、例えばこの自販機などは年間通してずっと置いているような気がしますし、この1カ月未満は何で取るのかというのがようわからなかったんですが、あわせて説明をお願いできますか。

これでいくと、自販機などは年間を通していただいでいく、そして1カ月未満だっらないということになるし、さっきの福祉健康センターにしても、シルバー人材センターにしても、1カ月未満などで借りているわけではないと思うので、そのところをちょっとお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 重ねて説明不足で申しわけございません。

土地の1カ月以上は非課税ということでございますので、この行政財産の1カ月以上、建物の目的外使用ですので、これは当たるというか該当するということです。あくまで土地の1カ月以上の使用については非課税ということでございますので、そういうことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ますますわからなくなるんですが、自販機にしても、福祉健康センターの福祉協議会かな、それからシルバーの倉庫だとかということは、全部これ、シルバーはあれは建物で土地の分じゃないということですか。建物の中の一部の、土地じゃないのか、あれは。建物を利用するということなのでということでもいいですか。

そうすると、1カ月以内関係なく消費税をもらうという中身になるんですかね。

それで、ほかの施設の問題は一定の面積やではっきりわかるんだけど、自販機などの売り上げについてじゃなくて、その置かせている面積に応じた取り方をするということですか。

それから、そういう意味でもう1つ。だから結局、郵便局に貸しているのも関係ないということだし、もう1つあるのではないかと思っていたのが、松波病院に児童館の運動場を月曜日の休みに今お貸ししておるのではないかと思います。そういうことに関しても、説明のときと同じ形でのお聞きしなかったことしておくということになるのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長野恒美議員の答弁を求めます。

足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えをいたします。

先ほど来言っておりますように、1カ月以上の土地の貸し付けは非課税でございます。また、居宅の貸し付けも非課税ということになっておりますので、今回非課税ということになっております。

ただし、自販機につきましては、行政財産の目的外使用にかかる使用料の徴収条例の第5条で規定してございまして、建物とか土地の面積にやるんですけれども、自販機につきましては建物、土地以外でございますので、前後以外のものということで、その自販機の面積であるとか電気代等を考慮して、目的外使用の使用料をいただいております。

児童館のお話がございましたが、児童館については土地であるので非課税ということになります。1カ月以上です。非課税ということになります。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 児童館に係る分ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

児童館の使用につきましては、確かに行政財産の目的外使用の適用として取り扱いをしておりますが、いわゆる契約ではないんですけれども、契約的な行為、許可指令を出しておるのですが、それによりまして8月から3月までという一月以上の期間を使用の条項としておりますし、土地のみをたまたま駐車場として使ってみえますが、土地のみをお貸ししておるところで消費税非課税の対象となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 勉強会のときに児童館の件は聞いたんですけど、そのときに答えを出しておいてもらえればこんなことにならなかったんですけども、何かわかったようなわからないで協議になっておるのやなあというふうに思ったんですけど、それともう1つだけ教えてほしいのは、行政財産と普通財産の区別というのが僕らではちょっとわからないもんで、また教えてほしいなというふうに思います。

ですから、児童館、そしてもう1つは第二ふれあいですか、葬儀場のある。あれの南側は町の土地だと思うんですが、あれも長期というふうに入るんでしょうか、その2つをお願いします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 行政財産と普通財産の区分でございますけれども、行政財産というのは役場の建物、何とか会館として使用している、例えば福祉会館とか厚生会館とかいうふうに使っているものが行政財産になります。それ以外、更地とか置いてあるような土地については普通財産と。現に行政として使っていない土地ですので、それが普通財産となります。

それから、第二ふれあいの南につきましては、なるほど更地とか、駐車場でやってございますけれども、これについては無償といいますか、申し合わせで契約行為はしてございませんので、有料とかそういうことではありません。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 済みません、ごちゃごちゃしておって申しわけないですけども、今第二ふれあいホールはそうなんですけれども、第一ふれあいホールの駐車場というのは、整備はJAさんのほうでやられるんで、葬儀があるときだけ使用料を払って優先的に貸してもらおうという説明を受けて、中野住宅の跡地を駐車場にしたように記憶をしておるんですが、その辺の

ところはどのなんですか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 第一ふれあいホールの駐車場、昔の中野町営住宅の跡地につきましては、何年だったかちょっと記憶がございませんけれども、JAのほうへ売却をしてございます。あれは、今はうちの土地ではありません。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） まだ皆さん理解されていない、私もわからないのですけれども、ではこの70号議案で想定されるものがどういうのものなのか。具体的に、例えばこういうことをやれば8%の消費税がかかりますよというのが、皆さん今行政財産、普通財産のことだけしかないんですが、この70号議案で規定するのはどういうことなんやということを具体的に説明してもらったほうがわかりやすいと思いますので、ちょっとそれをお願いします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 現在の行政財産の目的外使用に係っているものを、先ほど言いましたんですが、飲料水自動販売機があると言いましたが、庁舎とか福祉健康センター、それからみなと公園等に置いてある自販機10台分と、それから社会福祉協議会にお貸ししております福祉健康センターの事務所ということになります。それから、シルバー人材センターに貸してある門間倉庫の事務所ということになります。それからもう1つ、先ほど言いましたように、笠松町の水道事業で庁舎を貸してございますが、その部分がこの目的外使用に係る分ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすると、先ほど長野さんも言ってみえたように、そこらはみんな1カ月以上、1年間丸々使っておるわけですね。1カ月未満だと消費税がかかるし、1カ月以上はかからないということを書いてみえましたよね。そうすると、今の説明だと余計わけがわからんようになるんですけれども、先ほどその控室で話をしていたら、どういうものが対象だと聞いたら、例えば役場の中の会議室を借りるとか、それから福祉総合センターに社会福祉協議会があって、社会福祉協議会が会議室を借りるときに1カ月未満ということがあるので、それが該当するんじゃないかというようなことをちらっと聞いたんですけれども、先ほど1年とか1カ月とかということという、よく説明が理解できんですけれども、もう1回ちょっとお願いします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 消費税法の中で非課税取引といたしまして、1カ月以上の土地や人

の居住の用に供する住宅の貸し付けが該当しておるということで、基本的には消費税がかかるんです。かかるんですけども、非課税取引として、先ほど言いました1カ月以上の土地や人が居住している部分の貸し付けについては非課税というふうに捉えていただければ、あとは全部かかるというふうで。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ここから全部消費税です。

今のずっとの皆さんとの質疑の中で、どうしてもわからんのが、1カ月未満は何で1カ月未満だけは消費税を取るのかわかりませんが、何にしても消費税を取るという議案でありますので、その点で反対討論をさせていただきます。

私どもは、消費税制そのものが収入のないものほど負担の重くなる制度であり、弱い者いじめの何物でもなく、この制度の実施に反対の立場から、条例改正に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 私はもう1つ仕事を持ってしまして、そちらのほうでは長いこと、本当に35年、40年近くやっていますが、この法律というのは、消費税法ができたときから我々にも恩恵をこうむっている大変いい法律といったら失礼ですが、消費税というと、それこそ今度8%上げるのは嫌やなあとは思っておりますが、これはやはり国の方策ということで、私はこれに対して賛成します。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第71号議案 笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） これは体育施設のほうで、委員のほうでも私は入っております協議をしましたのであれなんですけれども、金額設定とか何とかということについては大きな問題はないと思うんですけれども、例えば学校施設ですので飲酒は多分できないと思うんですけれども、飲食を伴うような、例えば卒業生の謝恩会であったり、そういうことに使用はできるのかというようなことですね。

例えば、今中央公民館の大ホールは飲酒も飲食もできるということで、叙勲をお祝いする会なんかをやっていますが、そこが使用できないときにはどうするのかというようなこと。

それと、社会教育施設などで有料のイベントはできないというふうに先ほどちょっと聞いたんですけれども、例えばいい箱ができて、いい設備であってお客が呼べてということになると、社会教育施設というのを外さないかと、その財源の問題もあるのかもしれないけれども、有料でも効率よく使ってということは、上位法があつて無理なのかどうかちょっとわかりませんが、その辺のところ。

それと、例えば中学生とか町民の方が北陸、東北の大震災のほうへ寄附をしたいと。チャリティーでコンサートを開きますというような形、広い意味でいえば有料ということになるかもしれないけれども、募金箱をぼんと置いてというようなことでの使用は可能なのかどうかというようなこと。

もしそういうふうに募金でもお金が発生した時点で同じ料金で貸し出すのか、それは目的外使用になって、先ほどの消費税がついてくるのかというようなことも含めてちょっと御答弁願います。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それでは、お尋ねの件についてお答えをさせていただきます。

まず飲食、飲酒はこれは教育施設でございますのでできないということですが、飲食の関係につきましても、社会教育施設、中央公民館の大ホールなんかでも例外的に、ちょっとしたお祝い事の場合には、飲酒のほうも運用面で認めておるわけですけど、学校についても学校教育施設ということで、飲酒はだめですが、飲食も特例的に、その状況にもよりますが、そういう

内容を聞いて一件審査で判断ができて可能になる部分もあるかと思えます。

それから、東北の震災へ募金をするためにチャリティーですか、先ほどちょっと言われましたので条例を読んでみたんですけど、実は学校管理規則の中に学校施設の利用という条文があるわけですが、こちらのほうに学校の施設及び設備を社会教育、その他公共のために利用させることができるということで、そのチャリティーが公共に当たるかどうか、これはちょっと条文をもう少しみ砕いてみないと、この場で今それがいい悪いという判断ができませんので、もう少し調べさせてください。

それから貸出料金の関係ですけど、これにつきましては、もしそういう貸し出しができるとしたらば、こちらのほうの料金設定で貸付料をいただくということで、これは消費税のお話もございましたけど、消費税を別にとるということではございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 飲酒ができないというのは十分理解できます。学校施設ですので、やっぱりそこで酒を飲んでおるといふわけにはいかんとは思いますが、それは十分理解できますが、飲食についても一応一件審査ということで、例えば卒業生の謝恩会というようなことの中では、多分許可していただけるという方向ということですよ。

それと、チャリティーがやれるかどうかというのは、これからまた細則を検討されるという考え方でよろしいでしょうか。

その辺のところは、またできた時点で一度我々にも一応教えていただきたいのと、どういう方向でいくのかというのはきちんと知らせていただきたい。できればそういうことも、積極的に使えるようにしていただけるとありがたいなあというふうに思います。そうするとかなり門徒が広がってくると思いますので、確かに有料のものはできないということをずっと貫かなければいけないのか。非常にいい箱ができて、お客さんも入れるということになると、できるだけ有効に皆さんに使っていただきたいという思いがあるんですが、もう絶対にできないものなのか、有料でも。その辺は、上位法があって無理なのか、例えば補助金の関係で、それはできないということで補助金をいただいているのかちょっとわかりませんが、そういうことなのかどうかということの確認をしたいと思いますので、その点をもう一回御答弁願います。

それと、例えばさっき言われた料金のことについては、チャリティーができるということであれば目的外ではないので、目的内なので消費税はつかないというのは、当然それで理解できます。以上です。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この中学校の体育施設を新たに改修するときに、皆さんにもお話ししていたのは、いわゆるいろんな文化施設としても活用できるような部分があれば、今の笠松町の

中央公民館のホールだけではなくて、多くの皆さんに対応できるのではないかということの想定の中でいろいろお話ししていて、ですから冷暖房も、移動式観覧席も、そしてまたホールも、いわゆる舞台も少し大きくしてと、そういう想定はしたわけですね。

今言われたように、有料でどうのとかということは全く想定していなかったことですから、果たしてそういう対応でできるかどうかは、これはいろいろ検討すればいいと。またチャリティーの場合の有料は、それはどう対応できるかということ。これは全く今の施設をつくるとき、このいわゆる条例を出すときにそういうことは想定していなかったことですから、全く町のそういう体育施設と文化施設で、今までの中央公民館と同じような対応で、より多くの皆さんにすばらしい施設でできるだろうという対応だけであったことですから、そのことはこれから体育館ができるまで、また運用ができるまでに、基本的にいろんなまた法律や条例も見ながら、しかも有効に活用できる方法を考えながら、これからの方向性は研究してみたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） テニスコートなんですが、以前その最初の設計、図面では2面あったと思うんですけども、今回の使用料では1面となっておりますし、あそこは以前はナイターの照明がありましたですね。以前は昼間の使用料金と夜間の料金が分けられていたんですけども、今回は分けされていないんですけども、ナイターは照明なしでやるのでしょうか。それをちょっと確認したいんです。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） お答えいたします。

テニスコートの関係でございますが、これは前、全員協議会でもお話しさせていただいたかと思えますけど、テニスコートが東西方向の2面になるということで、お隣、周辺への影響があるということで、ナイター照明を1面だけ、東面のほうだけにさせていただきました。

以前、旧のときは2面ナイター照明ができたということで、ですから今回1面というような形の貸出方ということで、それで今回この表に載っておりますのは改正分だけでございますので、ナイター照明について、欄外に、そういった夜の7時から21時30分まで利用できるような規定はしてございますので、1面貸しということになりましたので、こういうような規定で整備をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） そうしますと、夜間のナイターでやる時の使用料金はこのまま、7時

から9時半までナイターが使えるんですね。その料金は、今1面貸しのコート1面の100円、1時間100円でいくんですか。

要するに、前は夜間は2面で、ナイター照明料込みやったんですかね、照明料金は別途取るんですか。

というのは、人工芝のサッカー場、あそこが照明料金を取っているんじゃないかと思うんですけど、それと長池の運動公園、あそこも照明料金を徴収していますね、町民グラウンド。そういったことで、照明料金は以前あったのか。この説明資料の中の条文改正を見ておると、そこが出てこないんですけどね。その辺ちょっと説明をお願いしたんですが。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） ナイターの料金につきましては、別加算でいただくということです。

といいますのは、旧のコートは2面を照らしておって、2面で200円ということで、先ほども申し上げましたように、今回は東の面1面だけということで、1面貸し、西側も1面貸しということで、ナイターで使用される場合には別に加算措置がございます。

○議長（岡田文雄君） ほかにいいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） これは町税とかかわって改正になる部分があるかと思いますが、この国保税でどれくらいの方が対象になり、税収はどのように変わるのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

非常に恐縮なんですけれども、件数の把握はできておりません。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 町税の2つ目の上場株式や譲渡所得などについてと同じ理由で国保税の取り方にも反映されているということで、この条例改正に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

第73号議案 笠松町産業振興支援条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 第73号議案にお尋ねしますが、こちらの条例は平成21年に制定されたわけなんですけど、昨年からことしにかけてのその申請状況を教えていただきたいのと、それとこの第7条の2項が合併または分割、譲渡、相続云々ということが新たに付け加えられたんですが、これは何かそういった適用外事項があって付け加えられたのか、その背景についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 申請の状況でございますが、平成25年度中の申請によって指定に加えた件数につきましては8件、今ございます。

この全体でございますが、始まってから現在までの指定件数につきましては28件、事業者にいたしますと20事業者と、今現在そのような状況になっております。

次に7条の2の関係でございますが、これは、今後こういったことが想定されるということで条文を追加させていただいた。今現在、こういったものが実際にあるかということですが、あるわけではございません。今後こういったことが見込まれるから、事業主の変更等、そういった場合に地位を継承するとかそういった事業において事業を継続すると、そういった場合に

はこの条項の適用ができるような規定を設けたということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

もう少し、先ほど聞けばよかったんですが、8件のうちの業種とか、そのあたりを教えてくださいたいのと、これは今後条項のつけ加えにつきましては、今後想定されるということなんですが、これは確か3年間でしたよね、固定資産税。そうすると3年以内に、例えば経営者がかわるとか、例えば不幸にもお亡くなりになって、別の方が相続されるというようなことを想定という意味でよろしいでしょうか、3年以内に起きるということで。その2点だけお願いします。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 25年に指定をしました事業者の内訳でございますが、不動産業、製造業、建築業、合わせまして8件という状況になっております。

それから7条の2の関係でございますが、今御質問にあったとおり、そういったことが起きた場合ということで、3年間の間にそういう経営者がかわられたとき、それとそのときにおいて事業を継承しておる場合には3年間の間であれば適用するということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

その数が、8件が多いのか少ないのかはどうなのかなというところなんですが、7条の2項なんですが、ちょっと最後にもう一度確認させていただきたいんですが、これは例えば会社が私が社長をやめた場合、その事業を100%そのものを継続した場合は受け継がれるのか、例えばお店だと屋号が変わるとか、あるいはちょっと業態を少し変化させてしまった場合は、これは全く不適合になって新たに申請しなきゃいけないのか、例えばそういう場合は、3年間のうち2年間ずっと適用されておったと。3年目のときにじゃあ私経営者をかわりますと、そしてちょっと業態を変えますと。そのときに申請した場合は、残り1年が適用されるのか、それとは全く別でもう1回申請し直した場合はまた新たに3年間適用されるのか、これはどういうふうに解釈したらいいんでしょうか。最後にその辺だけ。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 提案説明のときにも申し上げておるかと思いますが、事業主が変更する場合を想定しております。

それと、また合併とか分割、譲渡、相続など指定事業者の地位を継承するものが事業所においてその事業を継続することになります。

事業範囲が拡大したとしましても、その事業を継承しておる場合であれば、3年間は同じようにこの助成を受けることができるということになります。

それから、新たに償却資産とかいろんなものを取得した場合は、またそこで申請をいただいて指定を受けてということになります。

同じ事業者の方が1回受けたらということではございませんので、例えば取得した償却資産等の取得した年度、そういったところで指定を受けますと、そのものに対して、条例の規定の範囲に該当するものであれば、3年間またそういった助成が受けられるということになります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

延会 午前11時47分

